

## 大田区防災会議の開催について（書面開催）

### 1 概要

大田区防災会議は、災害対策基本法第 16 条に基づき、地域防災計画の作成や防災に関する重要事項を審議するため設置する会議体。関係する行政機関や公共機関、公共団体等から指名した委員により構成される。

### 2 開催方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面開催とする。

### 3 参加者

防災会議委員 57 名

### 4 議題

(1) 大田区地域防災計画の修正について (別紙 1)

(2) 大田区地域防災計画（令和3年修正）素案の審議について（別紙 2）

### 5 今後のスケジュール（予定）

書面開催資料の送付（意見照会）：令和3年3月5日（金）

意見照会の回答期限：令和3年3月19日（金）

改正内容の周知：令和3年3月26日（金）

# 大田区地域防災計画の修正について(案)

## 1 計画修正の趣旨

近年、激甚化・複合化する災害に対応するため、令和元年台風第 19 号や新型コロナウイルス感染症の対応等を経て、推進してきた防災対策を反映するとともに、関係法令等の改正や東京都の防災計画の修正との整合性を図るため、大田区地域防災計画を修正する。

## 2 修正時期及び作業項目

① 令和 2 年度 部分修正(庁内)	② 令和 3 年度 全体修正(庁内・関係機関)
-----------------------	----------------------------

## 3 主な修正内容

令和 2 年度 (部分修正) 【庁内】	
<b>&lt;修正方針&gt;</b>	
<b>1 風水害対策</b> 洪水や土砂災害等の風水害対策について、令和元年台風 19 号における関係部局の課題に対する具体的な取組や対応事項を反映する。	
<b>2 災害時の新型コロナウイルス感染症対策</b> 災害時における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた関係部局の対策を反映する。	
<b>&lt;修正内容&gt;</b>	
<b>1 避難対策等の見直し</b> (1)水害時緊急避難場所開設基準の見直し (2)区民への普及啓発 (3)避難所の感染症対策	<b>4 治水対策の推進</b> (1)水防活動拠点及び資機材等の拡充 (2)排水活動体制の強化
<b>2 情報連絡体制の強化</b> (1)災害時における区民への確実な情報伝達の実現 (2)災害情報連絡体制のソフト・ハード両面からの総合的な見直し	<b>5 その他</b> (1)災害対策本部事務局の拡充 (2)避難勧告等の発令基準の見直し (3)要配慮者利用施設の追加 (4)風水害対策の取組概要を新規掲載
<b>3 要配慮者対策の充実</b> (1)要配慮者の避難対策強化 (2)要配慮者の特性に応じた情報提供手段の充実 (3)避難行動要支援者名簿(原簿)の活用	

令和 3 年度 (全体修正) 【庁内・関係機関】	
<b>&lt;修正方針&gt;</b>	
<b>1 東京都地域防災計画との整合性確保</b> (1)震災編 修正内容の反映 ア 災害に強いまちづくりの推進(災害廃棄物対策、停電対策 など) イ 女性・外国人視点の防災対策の充実(避難所環境整備、多言語化対応、女性人材の活用 など) (2)風水害編 修正内容の反映 「逃げ遅れ」ゼロ実現に向けた多様な連携体制の構築 (区市町村タイムライン及び住民に対するマイ・タイムラインの普及拡大 など)	
<b>2 その他(法令改正等の対応)</b> 避難情報の警戒レベル見直し、多摩川の治水対策、要配慮者の避難対策等	

## 4 今後の修正スケジュール

庁内各部局や関係機関等との検討に加え、「東京都地域防災計画」の修正内容を反映したものとするため、令和3年9月までに修正素案を取りまとめる。その後、区民から意見を募集し、それらの意見を踏まえた修正案を防災会議にて審議し、新たな大田区地域防災計画を公表する。

令和 2年度	令和3年度												
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
部分修正(庁内)	防災会議(書面開催)	公表	全体修正(庁内・関係機関)	東京都地域防災計画公表	東京都への事前協議	防災会議	パブリックコメント実施				防災会議	修正案の承認	公表

## 1 避難対策

### (1) 水害時緊急避難場所開設基準の見直し

- ▶水害時緊急避難場所の増設(89か所)
- ▶水害時緊急避難場所の運営体制の構築

### (2) 区民への普及啓発

- ▶ハザードマップ等の全戸配布やマイ・タイムライン講習会の実施
- ▶土砂災害警戒区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域を対象に普及啓発資料を配布

### (3) 避難所の感染症対策

- ▶「避難所における感染症対策標準マニュアル」の作成
- ▶感染症対策物品(サーモグラフィー、手袋、マスク、消毒液等)の配備
- ▶避難施設の拡充

## 2 情報伝達体制の強化

### (1) 災害時における区民への確実な情報伝達の実現

- ▶ホームページサーバー及び回線の強化
- ▶避難勧告等発令時における防災行政無線「サイレン」の運用開始
- ▶防災行政無線電話応答サービスの更改

### (2) 災害情報連絡体制のソフト・ハード両面からの総合的な見直し

- ▶「大田区災害時情報通信システム基本計画書」の作成
- ▶総合防災情報システムの導入
- ▶音声通信手段のリプレイス(PHS→災害時優先携帯電話に切替)

## 3 要配慮者対策

### (1) 要配慮者の避難対策強化

- ▶福祉避難所の開設基準の見直し
- ▶水害時緊急避難場所内に設置する要配慮者スペースの運営体制の構築
- ▶水害時緊急避難場所及び福祉避難所に要配慮者向けの備蓄物品を配備

### (2) 要配慮者の特性に応じた情報提供手段の充実

- ▶要配慮者向けに区報やホームページ、チラシ等による広報を実施
- ▶要配慮者向けマイ・タイムライン講習会の実施

### (3) 避難行動要支援者名簿(原簿)の活用

- ▶家屋倒壊等氾濫想定区域に居住する避難行動要支援者の避難行動を支援

## 4 治水対策

### (1) 水防活動拠点及び資機材等の拡充

- ▶田園調布地区の水防活動拠点整備
- ▶(仮称)仲六郷水防資機材センター建設工事
- ▶土のう置き場の拡充
- ▶水防資機材の拡充

### (2) 排水活動体制の強化

- ▶排水ポンプ車の追加配備
- ▶樋門操作情報等の情報連携体制強化(東京都下水道局、世田谷区、大田区)
- ▶継続的な排水活動体制の構築

## その他

- (1) 災害対策本部事務局の拡充…災対企画経営部、災対総務部、災対都市基盤整備部(水害時)を事務局に追加編入
- (2) 避難勧告等の発令基準の見直し…呑川・丸子川の水位周知河川指定及び高潮氾濫危険水位の設定に基づく水位基準の見直し
- (3) 浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を追加…水防法第15条に基づき避難確保計画の策定及び避難訓練の実施を推進
- (4) 風水害対策の取組概要を新規掲載…強化策等を踏まえた取組概要を風水害対策の冒頭に記載